

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公表番号】特表2012-521834(P2012-521834A)

【公表日】平成24年9月20日(2012.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2012-038

【出願番号】特願2012-502676(P2012-502676)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/24

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月25日(2013.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療デバイスであって：

- デバイスを操作するために備え付けられる機構(3)で、その機構は第一の可動エレメント(1)及び第二の可動エレメント(2)を含み；  
- 機構の操作中、第一のエレメントの表面(11)が第二のエレメントの表面(12)上を摺動するように配置される第一の可動エレメント(1)及び第二の可動エレメント(2)；及び

相互に相対速度2mm/秒で0.14より小さい上記表面の滑り摩擦係数を与える材料から形成される第一のエレメント及び第二のエレメント；

ここで、第一のエレメント及び第二のエレメントの内、少なくとも1つの材料が液晶ポリマーである；

を含む、上記医療デバイス。

【請求項2】

第一のエレメント(1)及び第二のエレメント(2)が、相互に相対速度2mm/秒で0.10より小さい前記表面の滑り摩擦係数を与える材料から形成される、請求項1に記載の医療デバイス。

【請求項3】

第一のエレメント(1)及び第二のエレメント(2)が、相互に相対速度2mm/秒で0.08より小さい前記表面の滑り摩擦係数を与える材料から形成される、請求項1に記載の医療デバイス。

【請求項4】

第一のエレメント(1)が駆動スリーブ(6)であり、そして第二のエレメント(2)がナット(5)である、請求項1～3のいずれか1項に記載の医療デバイス。

【請求項5】

第一のエレメント(1)が駆動スリーブ(4)であり、そして第二のエレメント(2)がピストンロッド(7)である、請求項1～3のいずれか1項に記載の医療デバイス。

【請求項6】

第一のエレメント(1)がナット(8)であり、そして第二のエレメント(2)がピストンロッド(7)である、請求項1～3のいずれか1項に記載の医療デバイス。

**【請求項 7】**

第一のエレメント（1）が操作ボタン（9）であり、そして第二のエレメント（2）がワッシャ（10）である、請求項1～3のいずれか1項に記載の医療デバイス。

**【請求項 8】**

デバイスが、ペン型の、薬物送達デバイス又は注射デバイスである、請求項1～7のいずれか1項に記載の医療デバイス。

**【請求項 9】**

薬物又は薬液を供するための貯蔵器（15）を含む、請求項1～8のいずれか1項に記載の医療デバイス。

**【請求項 10】**

薬物又は薬液が、少なくとも1つの薬学的に活性な化合物を含む薬剤であって、該薬学的に活性な化合物は少なくとも1つのヒトインスリン、又はヒトインスリン類似体若しくは誘導体、グルカゴン様ペプチド（GLP-1）又はその類似体若しくは誘導体、又はエキセジン-3若しくはエキセジン-4又はエキセジン-3若しくはエキセジン-4の類似体若しくは誘導体を含む、請求項9に記載の医療デバイス。

**【請求項 11】**

相対速度2mm/秒で0.14より小さい滑り摩擦係数を与える同じ材料、又は更なる材料と併用しての、医療デバイスの機構内の、液晶ポリマーである低摩擦合成材料の使用。